

第六二〇〇三二一六号

認定証

大阪府八尾市龍華町一丁目四番二―二〇〇四号

株式会社GRANSTARK

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいづれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

有効期間 令和五年三月二三日から
令和一〇年三月二二日まで

大阪府公安委員会

